

Title	2012年のEU相続統一規則における反致規定について
Sub Title	Renvoi in European private international law : Article 34 Renvoi, in the EU succession regulation.
Author	北澤, 安紀(Kitazawa, Aki)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2025
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2024.)
JaLC DOI	
Abstract	本研究においては、国際私法統一規則と反致との関係について検討する目的で、一連のEUの国際私法統一規則と反致との関係について分析した。特に、狭義の反致及び転致を認める、2012年の相続統一規則第34条の規定の根拠について検討した。相続統一規則以前の国際私法統一規則である、契約債務の準拠法に関するローマI規則、契約外債務の準拠法に関するローマII規則、離婚及び法定別居の準拠法分野に関するローマIII規則は原則として、反致を認めないが、相続統一規則第34条は狭義の反致及び転致を認めている。このような反致に対する個々のEU国際私法統一規則の立場の根拠について分析したほか、相続統一規則第34条の規定の内容・趣旨、さらにこの規定のEU国際私法に対するインパクトについて検討した。本研究の研究業績として、慶應法学第54号に「EU国際私法における反致—EU相続規則第34条の反致規定について—」と題する論稿を発表した。 This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards renvoi in the EU regulations. The EU Succession Regulation has a provision on renvoi: Article 34. The purpose of this study is to describe the content and purpose of the Article 34 of the EU Succession Regulation.
Notes	
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2024000001-20240015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2024年度 学事振興資金（個人研究） 研究成果実績報告書

研究代表者	所属	法学部	職名	教授	補助額	300千円 (A)
	氏名	北澤 安紀	氏名（英語）	Aki Kitazawa		
研究課題（日本語）						
2012 年のEU 相統統一規則における反致規定について						
研究課題（英訳）						
Renvoi in European Private International Law: Article 34 Renvoi, in the EU Succession Regulation.						
1. 研究成果実績の概要						
本研究においては、国際私法統一規則と反致との関係について検討する目的で、一連のEU の国際私法統一規則と反致との関係について分析した。特に、狭義の反致及び転致を認める、2012年の相統統一規則第34 条の規定の根拠について検討した。相統統一規則以前の国際私法統一規則である、契約債務の準拠法に関するローマⅠ規則、契約外債務の準拠法に関するローマⅡ規則、離婚及び法定別居の準拠法分野に関するローマⅢ規則は原則として、反致を認めないが、相統統一規則第34 条は狭義の反致及び転致を認めている。このような反致に対する個々のEU国際私法統一規則の立場の根拠について分析したほか、相統統一規則第34条の規定の内容・趣旨、さらにこの規定のEU国際私法に対するインパクトについて検討した。本研究の研究業績として、慶應法学第54号に「EU国際私法における反致—EU相統規則第34条の反致規定について—」と題する論稿を発表した。						
2. 研究成果実績の概要（英訳）						
This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards renvoi in the EU regulations. The EU Succession Regulation has a provision on renvoi: Article 34. The purpose of this study is to describe the content and purpose of the Article 34 of the EU Succession Regulation.						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
北澤安紀	EU国際私法における反致—EU相統規則第34条の反致規定について—	慶應法学 5 4 号	2025年 2 月			
北澤安紀	反致	法律学小辞典〔第6版〕・有斐閣	2025年 1 月			